

高速道路ナンバリングの対象路線の検討

高速道路ナンバリングの対象路線(案)

《基本》高規格幹線道路(14,000km)

高速道路ナンバリングの対象として、以下の路線を加えてはどうか。

- (1) 高規格幹線道路網を補完して地域のネットワークを形成しており、利用者にシームレスに案内されるべき路線

対象路線: 三陸北縦貫道路、東京湾アクアライン、第二京阪道路など

- (2) 高規格幹線道路から主要な空港・港湾、観光地へのアクセスにおいて、利用者にシームレスに案内されるべき路線

対象路線: 日光宇都宮道路、知多半島道路・セントレアライン、関西国際空港連絡橋、ながさき出島道路など

- (3) その他、必要に応じて対象とする路線

※既にナンバリングが実施されている都市高速は既存の路線番号を活用する。

(注) 地方道路公社等が管理する道路においては、道路管理者の意向の確認が必要。

対象路線(案)

